

プロジェクト 税効果会計

項目 第 354 回企業会計基準委員会で聞かれた意見（法人税等会計基準）

本資料の目的

1. 本資料は、第 354 回企業会計基準委員会（2017 年 2 月 8 日開催）で議論された企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下、「公開草案」という。）に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 354 回企業会計基準委員会において聞かれた意見及びその対応（本公開草案第 5 項の「原則として」という表現を削除すべきとのコメント（コメント 8 及び 9）に関する意見）

2. 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）を適用する実務では、追徴税額を費用として計上しないことや納付税額を資産として計上することがほとんどない旨を、コメント対応に記載してはどうか。（第 354 回企業会計基準委員会）

監査保証実務指針第 63 号では、追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースについて、「排除されていない」との表現を用いていることから、現時点の対応案の表現でどうか。

（固定資産税に関する会計処理を将来的に明確する旨を明確にすべきとのコメント（コメント 23）に関する意見）

3. IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）に関連した固定資産税の会計処理は企業の関心が高く、相当程度の重要性があるため、将来の基準開発における検討課題として認識していただきたい。（第 354 回企業会計基準委員会）

IFRIC 第 21 号に関連した固定資産税の会計処理に関する論点は、IFRS の解釈上の問題であり、日本基準において固定資産税に関する会計処理についての問題意識が高くないのであれば、必ずしも将来的な検討課題とする必要性はないと考えるため、このままの記載でどうか。

以上